- ○大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者、妊産婦など、誰もが出かけやすいまちづく り、使いやすい施設づくりを推進
- 〇「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正(R3.3・国交省)等を踏まえ、障がい当事者等が参 画した現地検証や審議会での議論を経て「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を改訂(R5.5)

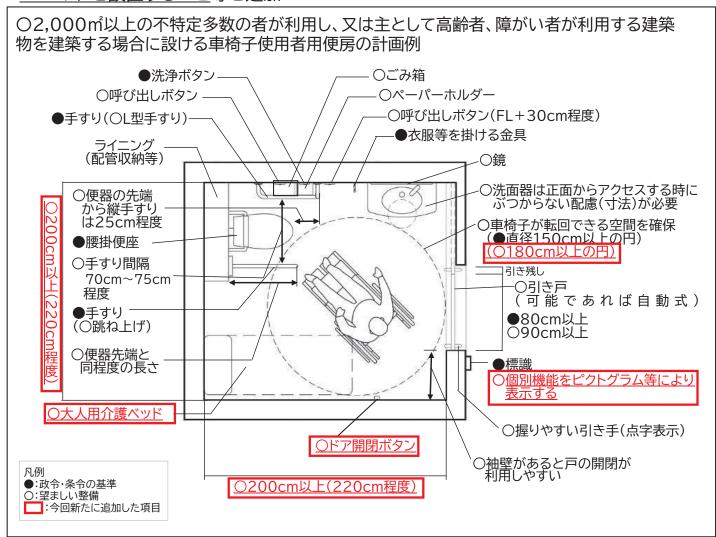


障がい当事者現地検証

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン 主な改訂内容

① 重度の障がい、介助者等に配慮したバリアフリー設計等

- ○車椅子使用者用便房の大きさの見直し
- ⇒座位変換型の(電動)車椅子使用者等が回転できるよう、一定用途・規模以上の建築物 について、便房内の内接円の大きさは「直径180cm以上」とすることや、大人用介護 ベッドを設置すること等を追加

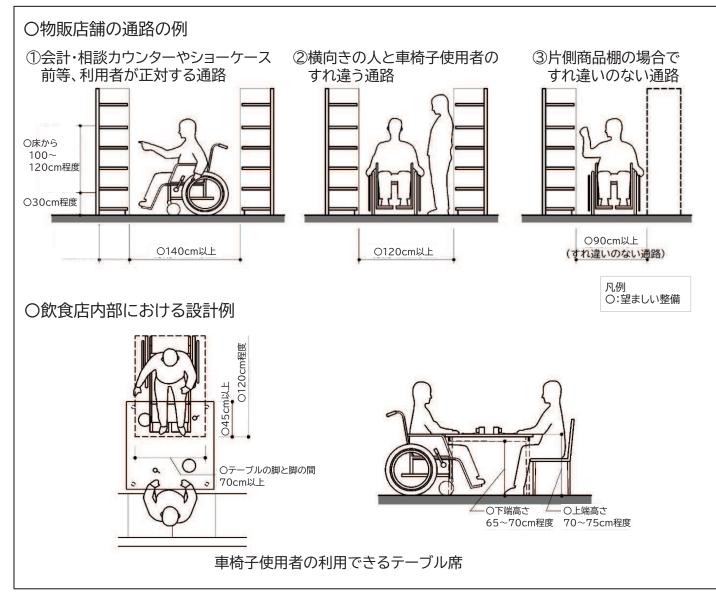


③ 劇場、観覧場、演劇場、集会場又は公会堂の客席

○車椅子使用者用客席の設置割合や、2か所以上の異なる位置(異なる階、 異なる水平位置)に分散して設けることを追加

② 小規模店舗のバリアフリー設計等

○新たに小規模店舗(200㎡未満)における設計ガイドライン の章を追加



④ その他の改訂項目※

○①~③の項目の他に、オールジェンダートイレの設置や、カームダウン・クー ルダウンのための休憩スペースの確保等を追加

※建築設計標準に記載はないが、大阪府独自で改訂した項目